

4) 補装具・日常生活用具

制度名	内容		対象者
①補装具の交付・修理	身体障害者手帳を持っている人及び難病患者等の身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理等にかかる費用を支給します なお、種目によっては、更生相談所等の機関で判定を受けることが必要となります 自己負担は原則1割ですが、所得の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられます。また、市民税非課税世帯は、自己負担が無料となります		身体障がい児（者） 特定医療費（指定難病）対象者
【問合せ先】 小諸市福祉事務所 （小諸市福祉課）	種目	義肢（義手・義足）、座位保持装置、装具（上肢、下肢、靴型、体幹）、車いす、電動車いす、歩行補助つえ、歩行器、視覚障がい者安全つえ、眼鏡、義眼、補聴器、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具 ※主な品目です。詳しい内容は、お問い合わせください	
②日常生活用具の給付・貸与	在宅の身体障がい児者、重度の知的障がい児者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具を給付（貸与）します。（障がい種別、等級、所得、限度額などによる制限あり） 自己負担は原則1割ですが、所得の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられます。また、市民税非課税世帯は、自己負担が無料となる場合があります		在宅の身体障がい児（者） 在宅の重度知的障がい児（者） 特定医療費（指定難病）対象者 ※一部の種目に施設入所の方も対象となるものがあります
【問合せ先】 小諸市福祉事務所 （小諸市福祉課）	種目	ストマ用装具、頭部保護帽、収尿器、浴槽、特殊寝台、移動用リフト、特殊マット、入浴補助用具、歩行支援用具、特殊便器、携帯用会話補助装置、緊急通報装置、聴覚障がい者用通信装置、住宅改修費（居宅生活動作補助用具） ※主な品目です。詳しい内容は、お問い合わせください	

※補装具、日常生活用具の種目によっては、介護保険制度による福祉用具貸与、その他法律で給付等受けられる場合があります、その場合は、介護保険等が優先になります（他法優先）

給付支援	内容	対象者
③重度心身障がい児（者）紙おむつ等給付（市単独事業） 【問合せ先】 小諸市福祉事務所 （小諸市福祉課）	在宅で常時寝たきりの重度心身障がい児（者）等に紙おむつを支給します 年4回給付（4・7・10・1月）	障がいのため常時寝たきりの状態にあり、日常生活の大半を他の介助による者で65歳未満の者 ※65歳以上の方は高齢福祉課に相談してください